

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の一部改正について

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項において、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定すると規定されており、当該飼料添加物については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件（昭和 51 年農林省告示第 750 号）において指定されている。

また、法第 3 条第 1 項の規定により、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて（同条第 2 項）飼料若しくは飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされており、当該成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）において定められている。

2 改正の趣旨

メーカーから要望があったことを受け、飼料添加物アミラーゼ（その 3）について新たに成分規格等を定める。

なお、今般の改正に当たって農業資材審議会の意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得た。

3 改正の内容

- ① 省令別表第 1 の 1 の（2）に、アミラーゼ（その 3）は牛、豚及び鶏以外を対象とする飼料に用いてはならない旨を規定する※。
- ② 省令別表第 2 の 8 に、アミラーゼ（その 3）の成分規格等を規定する。

※ 規定順は制定順による。

4 施行期日

令和 7 年 6 月 10 日

5 パブリックコメントの実施期間

令和 7 年 3 月 26 日～4 月 24 日